

# 現況証明願いについて

苫小牧市農業委員会

- 1 この証明願提出時には、現況証明願書（法務局提出用1部、農業委員会用1部）と添付書類として土地登記簿全部事項証明書又は登記事項要約書（法務局発行の公印のあるもの）、地番図、地積測量図（分筆図可）、位置図（縮尺5万分の1程度、市販の図面でも可）各1部を添付してください。  
※1筆の内地番での証明の場合は、位置と面積がわかる図面も添付してください。
- 2 所有者と申請者が違う場合は、所有者の委任状が必要です。
- 3 現況証明願書及び委任状の現住所と登記簿謄本の住所が違う場合は、現住所までの繋がりが分かる住民票が必要となります。  
複数回の転入をされている場合は、繋がりの確認ができる複数枚の住民票（除票）、もしくは戸籍の附票が別途必要となります。
- 4 記載上の注意
  - ① 土地の表示欄の現況については、農業委員会で委員が現地調査し、「農地」「採草放牧地」「農地採草放牧地以外」のいずれかを記載しますので、記載しないでください。
  - ② 証明を必要とする理由の詳細については、証明願を何に使用するか明記してください。
- 5 調査時に現地を特定し確認するため、各境界杭に目印（見出し等）を付けておいてください。  
なお、現況確認が困難なとき（積雪等）は証明できない場合があります。
- 6 証明願の交付は、市街化区域内に所在する土地については、おおむね2週間後位に、また、市街化調整区域に所在する土地については、総会（毎月月末開催予定）で可決後に交付となります。  
特に、市街化調整区域内については、各月の10日までに願出のあったものについて当月の総会で原則審議されます。
- 7 証明願手数料については、1筆につき2,000円、1筆増すごとに400円がかかります。（1通を単位として、1通ごとに計算します。）  
なお、数人共同して証明願を提出した場合の手数は、1人ごとに計算します。また、手数料は、証明願交付時に納入していただきます。
- 8 交付時には、申請時に捺印した印が必要となります。

※ 不明な点については、苫小牧市農業委員会事務局 0144-32-6782（直通）